## 7.債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

		[	X		分		平成15年度上半期末	平成16年度上半期末
	破層	全更生	上債権	及びこれ	れらに準ず	*る債権	11,232	8,920
	危		隕	È	債	権	33,554	23,906
	要		管	理	債	権	7,500	11,836
小				計			52,287	44,664
(	対	合	計	比	/	)	( 0.80)	( 0.73)
正			常		債	権	6,464,796	6,095,812
合	·	·	·	計			6,517,083	6,140,476

(単位、日月月、%)
平成15年度末
9,667
30,710
9,616
49,994
( 0.78)
6,348,979
6,398,973

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者 に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
  - 3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
  - 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

平成16年度上半期末

## 8. リスク管理債権の状況

 区
 分
 平成15年度上半期末

綻 権 額 破 先 債 3.003 2.032 延 滞 権 額 41,743 30,752 以上延滞債 月 権 額 2,283 1,079 貸 付 条件緩和債 額 6,420 9,553 合 計 52,247 44,621 貸付残高に対する比率 0.73 0.81)

<u>(单位:日万円、%)</u>
平成15年度末
2,458
37,868
623
8,993
49,943
( 0.78)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と 認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成15年度上半期 末が破綻先債権額13,414百万円、延滞債権額11,459百万円、平成16年度上半期末が破綻先債権額2,089百万円、延滞債権 額8.804百万円、平成15年度末が破綻先債権額2,318百万円、延滞債権額9,191百万円です。
  - 額8.804百万円、平成15年度末が破綻先債権額2.318百万円、延滞債権額9.191百万円です。
    2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金で
  - 3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
  - 4.3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
  - 5. 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に 該当しない貸付金です。